

○堺市地域公共交通活性化協議会の傍聴に関する要領新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 前	改 正 案
堺市地域公共交通活性化協議会の傍聴に関する要領	堺市地域公共交通活性化協議会の傍聴に関する要領
(省略)	(省略)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要領は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。） 第10条第9項の規定に基づき、堺市地域公共交通活性化協議会（規約第13条第1項 の規定に基づく分科会を含む。以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。） の傍聴について必要な事項を定める。	第1条 この要領は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。） 第10条第9項の規定に基づき、堺市地域公共交通活性化協議会（規約第13条第1項 の規定に基づく分科会 <u>において会議を公開とするもの</u> を含む。以下「協議会」という。） の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。
(省略)	(省略)
(傍聴者の遵守事項)	(傍聴者の遵守事項)
第7条 傍聴者は、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 会長及び係員の指示に従うこと。 (2) 委員その他会議の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。 (3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。 (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。 (5) 許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。	第7条 傍聴者は、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 会長及び係員の指示に従うこと。 (2) 委員その他会議の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。 (3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。 (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。 (5) <u>許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、会議の妨げにならない方法により写真撮影、録画、録音等を行うことができる。</u>
(6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は審議の妨げとなるような行為をしないこと。	(6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は審議の妨げとなるような行為をしないこと。
(省略)	(省略)

改正前	改正案
附 則 この要領は、令和４年１２月２２日から施行する。	附 則 この要領は、令和４年１２月２２日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 年 月 日から施行する。</u>